

【令和2年度事業】

公益財団法人 木下記念事業団 学術研究活動助成事業申請要領

1 申請資格(規程第4条、内規第1条)

- ・ 貴学に在籍し、日本国籍を有する者
- ・ 令和2年4月1日現在で45歳未満の若手研究者
- ・ 大学等の長の推薦を受けた者

2 学術研究活動助成事業(規程第3条)

令和2年度の助成対象事業は、次の各号に該当する大学における研究又は事業とします。

- (1)自然科学系、社会科学系及び人文科学系の基礎的分野の研究
- (2)家計経済に関する研究
- (3)その他審査委員会が特に必要と認めた研究又は事業

3 助成事業規模(規程第5条)

助成金は、1件につき年間 500 万円以下とします。

助成金の使途及び制限は、文部科学省が行う科学研究費助成事業の使用ルールの例に依ります。

助成金は、4月以降、採用手続きが終了次第速やかに、大学法人が管理する金融機関の口座への振込みにより支給します。

4 提出書類等

(1)提出書類

学術研究活動助成事業申請書

なお、申請書は弊事業団ホームページ(<http://www.k-zaidan.or.jp/>)の
情報公開のページからダウンロードして下さい。

(2)申請締切日

令和元年11月20日

5 申請書類郵送先

〒650-0022

神戸市中央区元町通 6-2-14

公益財団法人木下記念事業団

[問い合わせ連絡先]

公益財団法人木下記念事業団 事務局
〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-2-14
電話 078-351-1010 FAX078-351-1017
Email kinosita07@k-zaidan.or.jp